

補助金の見直し方針 (改訂案)

Try Angles

桑 名 市

1 はじめに

補助金は、行政目的を効果的・効率的に達成する間接的手段として、一定の成果を上げてきました。しかし、厳しい財政状況のなかで特定の事業や活動を助成するために支出する補助金は、有効に活用する必要があります。特に、その財源の多くは市民の税金が使われていることから、市民の理解が得られるものでなければなりません。

また、市民・ボランティア団体・NPO等のパートナーと行政が協働してまちづくりを進めていくためにも、補助金のあり方を見直すことが求められています。

市では、これまでも補助金の見直しに取り組んできましたが、今後もすべての補助金に対して公平性・透明性を保ちつつ、市民ニーズに的確に対応していくためにも適正な交付・運用ができるように、PDCAサイクルに基づき定期的な見直しを行う仕組みを確立し、限られた財源を有効に活用します。

2 補助金とは

(1) 補助金の定義

補助金とは、特定の事業、研究等を育成するために市が、公益上必要があると認められた場合に支出するものをいいます。

地方自治法第232条の2において「地方公共団体は、その公益上必要がある場合において、寄付又は補助することができる。」とされています。補助金を交付するには、客観的にみて「公益性」のあることが必要不可欠です。

公益性の定義

- ・ 広く市民のニーズ・利益に貢献していること
- ・ 総合計画に掲げられた目指す姿に貢献しているものであること

(2) 補助金支出の要件

(ア) 憲法上の規制

憲法第89条において、宗教上の組織若しくは団体、公の支配に属しない慈善・教育若しくは博愛の事業に対しては支出できないものとされています。

(イ) 法令上の根拠

地方財政法第3条第1項及び地方自治法第232条の4第2項において、補助金を支出するための法令上の根拠が規定されています。

3 補助金制度の現状

(1) 補助の総額

市が交付する補助金・交付金は、平成30年度一般会計当初予算において、273事業、11億2,308万円を予算計上しており、総額518億4,501万円のうち約2.17%を占めています。 【※ 事務局調べ】

(2) 補助金に関する調査・分析の実施

補助金の内容はさまざまであるため、性質別に分類し、現行の補助金の状況把握と、共通する課題について整理をしたうえで、本方針を策定しました。

(3) 補助金の性質

補助金の内容が多様であるため、これらの補助金を性質別に8つに分類することとします。その区分及び内容は次のとおりです。

①：事業費補助

市が公益上必要と認める特定の事業や活動を支援・奨励するために、その事業費及び活動経費の一部または全部を補助するもの。

②：団体運営費補助

市が公益上その活動が必要であると認めた団体に対して、その運営を支援するために、運営費の一部または全部を補助するもの。

③：混合補助

「①：事業費補助」と「②：団体運営補助」の両方の性質を有するもの。

④：負担金的補助金

市が実施すべき性質の強い事業を団体等が行っている場合について、その事業費及び活動経費の一部または全部を補助するもの。

⑤：扶助的補助金

法令等に基づき国・県の給付事業の上乗せ支給または市単独の給付事業的なもの。

⑥：法令等義務的補助金

法令等に基づき市に交付義務があるもの。

⑦：建設事業費等補助金

公益性が高く、市が公益上必要と認める建設事業費（例：土地改良事業等）及びその活動経費について、一部または全部を補助するもの。

⑧：利子補給等補助金

農業、商工業者の経営発展、経営基盤強化を支援するため、借入金の利子、信用保証料等の一部を補助するもの。

4 補助金制度の課題と見直しの方向性

(1) 補助金制度の課題

市では、これまでも補助金の見直しに取り組んできましたが、既得的になっている実態も見受けられたり、補助対象経費に対する補助率が高く、補助金に対する依存度が高いケースが見受けられます。

そこで、改めて行政として支出すべき必要性（公益性）、費用対効果、経費負担のあり方等を検証することが必要と考えられます。

今後も、単に補助金額を削減するのではなく、時代の変化・社会情勢等を踏まえ、限られた財源を新たな市民ニーズに的確かつ柔軟に対応できるように努めなければなりません。

(2) 見直しの方向性

今回の見直しにあたっては、こうした課題に対応するため、補助金本来の考え方に基づき、そのあり方を1本1本検証し、ゼロベースで抜本的に見直します。

そこで見直しの視点を定め、その基準に沿った補助金制度を確立することにより、補助金の効果が最大限発揮されることを目指すとともに、市民の理解と納得が得られる合理的な補助金の支出を目指します。

見直しの視点①：事業費補助の原則【補助率の適正化】

補助金により、団体等の運営全般を支援することが、団体等の自主性・自立性の阻害につながっている懸念があります。

⇒補助割合が1/2を超える補助金が妥当と認めるもの以外は、補助対象経費の1/2を上限とし、それを超えるものについては、3年間の経過措置を設け、見直しを実施するとともに、団体の自主性・自立性を促します。

※公益上の必要性が客観的に認められ、かつ自助努力をもってしても、なお不足する部分を補助します。

⇒政策的な理由などから補助割合が高い（事業費の1/2を超える）場合は、十分に妥当性を説明する必要があります。

⇒団体運営費補助は、段階的に事業費補助に切り替えます。また必要に応じて、委託などと比べて、補助金としての支出が適正かどうか検証をすることとします。

見直しの視点②：終期の設定、補助金の効果を検証

多くの補助金には終期設定がされておらず、一度交付されると長期にわたる傾向があります。「開始時に想定されていた事業としての必要性が、現時点でも本当にあるのか」、「事業の実施により想定していた効果や、補助金額（補助経費）に見合った効果が得られたか」を客観的に見直すとともに、終期を設定します。

また、少なくとも3年以内ごとに、適切な評価・検証を実施し、補助金の方向性について、「自立」「存続」「廃止」「統合」等、その他適切な措置を講じます。

⇒補助の実効性を高め、既得権化を防ぎます。

見直しの視点③：すべての補助金について交付要綱を検証

要綱等はすべて存在するものの、社会経済情勢の変化に合致させることなく、効果・検証がなされていないおそれがあります。補助交付先が既得化しないように、定期的な効果・検証が必要です。

⇒補助金を交付する場合は必ず制定します。制定されている交付要綱等について、補助目的・効果を検証し、必要な見直しを行います。

見直しの視点④：第三者による評価の実施

これまでには、多くの補助金が行政側の判断により交付されてきましたが、その財源の多くは税金が使われていることから、透明性を高めるためにも、第三者により補助金を評価する機会を設けていく必要があります。

そこで、外部の視点による補助金の交付に対する評価や意見を踏まえながら、適正な執行がされるよう不断の見直しを進めていくため「第三者委員会（外部評価）」を設置します。100万円以上の補助金のうち、次のいずれかに該当する場合は、第三者委員会の評価を受けるものとします。

- ◆「補助金の見直し方針」に基づく、補助金の見直しができないもの
- ◆その他、市として第三者委員会（外部評価）に評価を求めるもの

見直しの視点⑤：現時点で公益性が薄れてきている少額補助金（年間10万円以下）の見直し

少額補助には効果が見えにくいものや長期化しているもの、補助対象事業規模からみて不可欠ではないような補助金が見受けられます。ただし、補助の必要性・有効性などから効果の高い少額補助金も存在するため、公益性、費用対効果、自主・自立運営等、他の代替的方法に比べて優先順位を検討する必要があります。

⇒少額補助金は廃止も含めて、自主財源での運営についても検討します。

見直しの視点⑥：補助対象経費、算定基準の明確化

補助対象経費、算定基準について、不明確な補助金が一部あります。

⇒補助金の公平性・透明性を高めます。

5 外郭団体への補助金等

外郭団体への補助金は、補助金の支出の検証に留まらず、社会環境の変化に応じて最適組織形態、サービス提供体制を見直し、自主性・自立性などを検証しなければなりません。

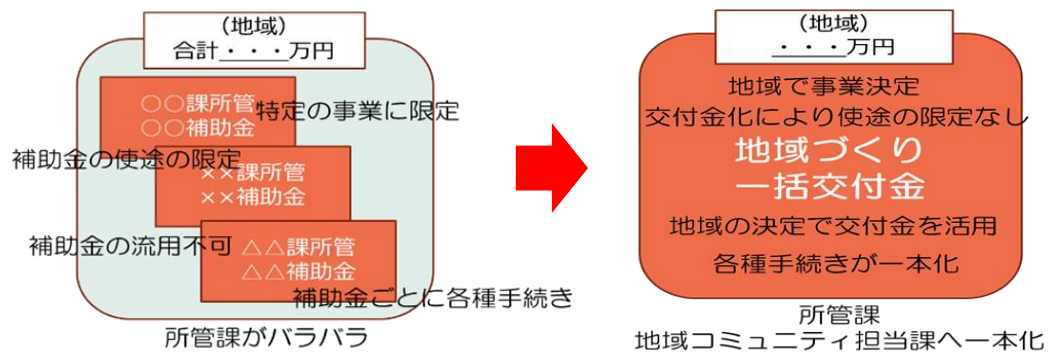
※外郭団体の見直しについては、整合を図りつつ進めていきます。

6 まちづくり一括交付金との整合性

今後、市では地域創造プロジェクトを推進していきます。そのなかで、地域に交付する補助金を整理・統合し、自由に使える交付金として見直しを実施します。

⇒まちづくり一括交付金と整合を取りつつ、見直しを図ります。

- ◆現在、市では「地域創造プロジェクト（案）」を推進しています。
- ◆プロジェクトを進める、（仮称）まちづくり協議会の形成に向け、その活動財源として「まちづくり一括交付金」の創設を検討しています。
- ◆地域のまちづくりに対する権限の委譲とともに、既存の各地域での事業に対する各種補助金等の見直しを行いながら、一定のルールのもと、用途を特定せずに地域に一括してまちづくり活動の資金を交付する資金「地域づくり一括交付金」を交付する仕組みづくりを行い、地域主体のまちづくり活動を支援していきます。（プロジェクトの第2ステップ 平成31年度～平成33年度）



7 見直しの透明性の確保

審査の透明性を高めるため、審査の過程について市民への説明責任を果たします。

8 「補助金の見直し方針」の適用範囲

見直しを行う補助金は、地方自治法第232条の2の規定に基づいて公益上必要がある場合に、市が交付する補助金、交付金（予算歳出科目の19節「負担金、補助及び交付金」）で支出する全ての経費を対象とします。

ただし、当該年度限りの補助金や、「補助金の見直しの方針」に沿って見直しをすることが適当でない下記のものについては、対象としないこととします。

【対象外】

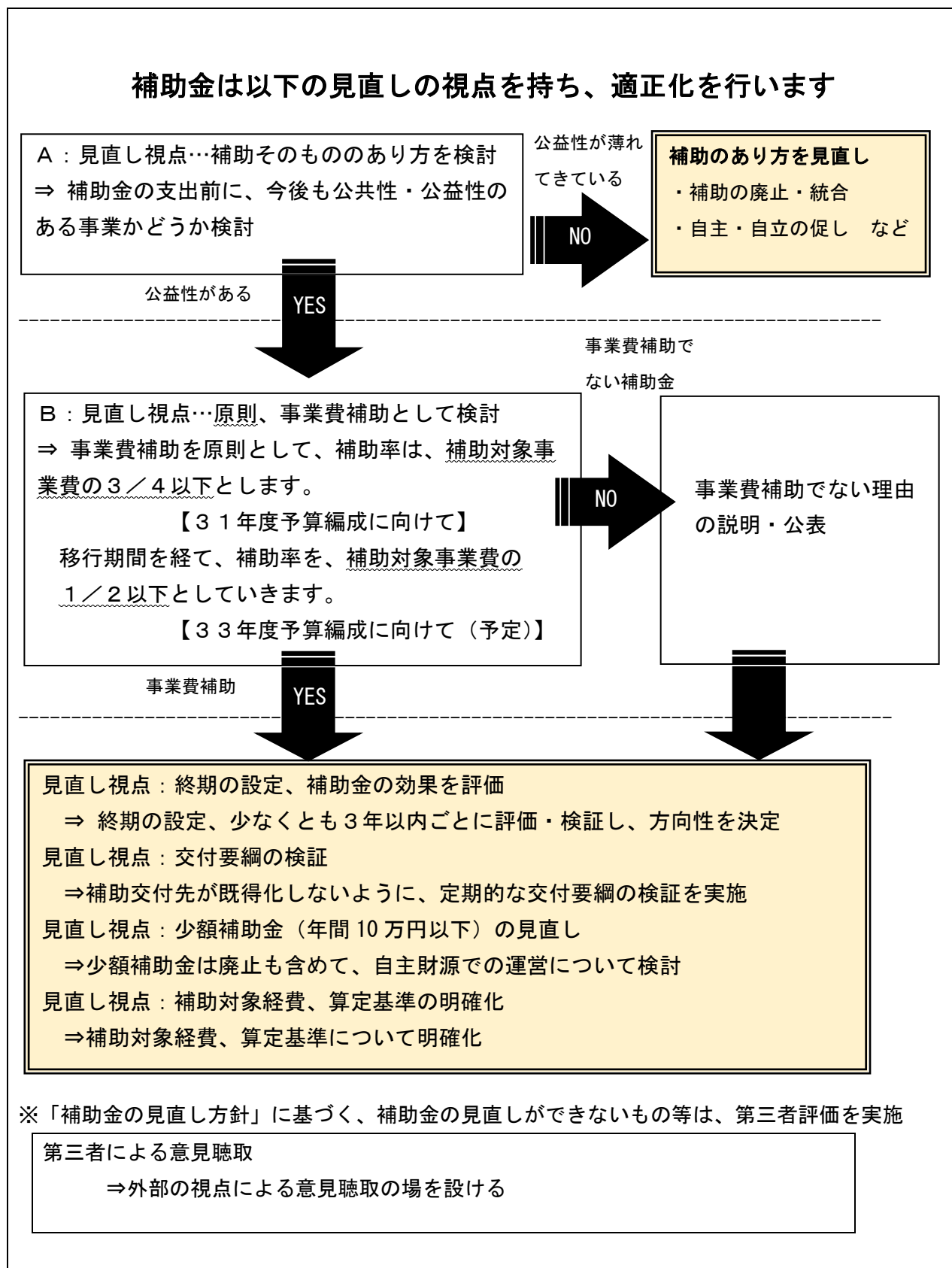
- ◆国、県、他の自治体等と合わせて補助をしているもの
（法令、県の条例等で支出が義務づけられており支出金額の自主的な決定が出来ないもの等）
- ◆別に協定、契約を締結して期限を設定して補助を行っているもの
- ◆法律及び条例等に基づく交付金（ただし、市が裁量の余地がある任意的な交付金については、予算編成の中で個別に見直しを行います）

9 その他

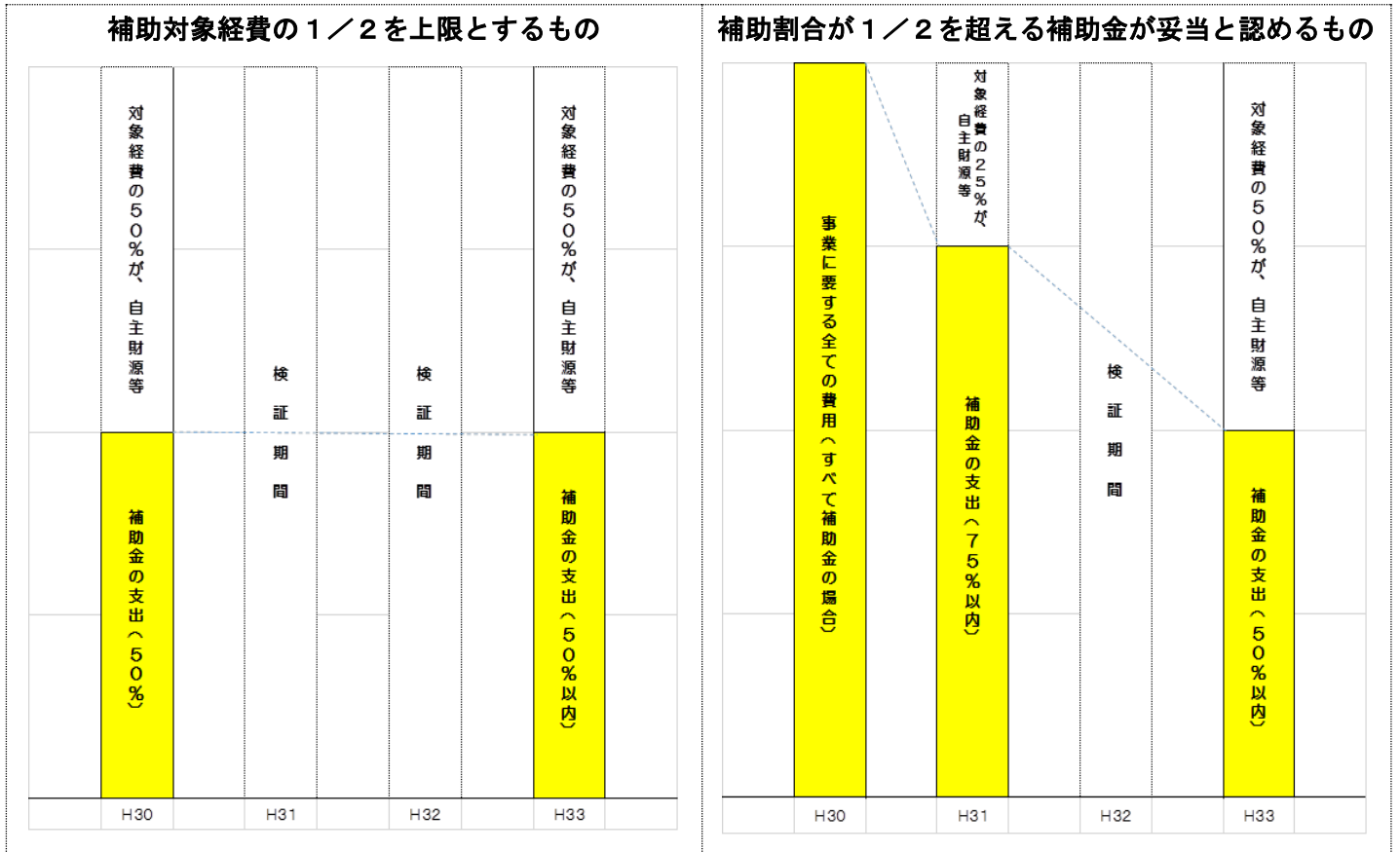
(1) 類似事業・類似目的との統合

補助事業に類似する事業や目的がある場合に、これらを統合することによって事業の効果や効率が向上することが期待できます。類似事業・類似目的がある場合には統合の可能性を検討することが必要です。

補助金の見直しにおけるフローチャート（案）・・・



B : 見直し視点…事業費補助金の見直しイメージ



30年度	31年度	32年度	33年度
25%の見直し改革	25%の見直し予算執行 ・決算額の推移確認	検証機関・50%の見直し改革 【25%見直し後の決算額から検証】	50%の見直し予算執行